

平成 2 1 年度における個人情報保護条例の運用状況について

1 個人情報に係る公文書の開示請求件数 1 件

2 個人情報に係る公文書の開示請求の内訳

実施機関	公開請求 件数	対象公文 書数	処理の内容				取下げ	不服申 立ての 状況
			開示	非開示	部 開 分 示	不 存 在 等		
市長	1	1	0	0	0	1	0	なし

実施機関（個人情報に係る公文書の開示を実施する機関）は、市長、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、農業委員会、公平委員会、固定資産評価審査委員会、公営企業管理者及び議会をいいます。

3 その他の実施機関は、請求がありませんでした。